

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
○新増設 1 対象資産：土地、建物、構築物 2 条件 （１）取得額の合計が１億円以上（農林漁業及びその関連業種は５千万円以上） （２）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく地域牽引事業計画を作成し、滋賀県知事の承認を受けている事業者 （３）地域未来投資促進法に基づく滋賀県全域基本計画に定める事業分野において、地域未来投資促進法第 25 条の地方公共団体等を定める省令第 2 条に規定する対象施設を設置した事業者		課税免除	固定資産税	３年間
○償却資産の新増設 1 対象資産：償却資産 2 条件：資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主のうち、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く。）が承認された先端設備等導入計画の中で取得する対象設備（生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1 %以上向上する次の設備 【償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 1. 機械設備（160 万円以上/10 年以内） 2. 測定工具および検査工具（30 万円以上/5 年以内） 3. 器具備品（30 万円以上/6 年以内） 4. 建築付属設備（60 万円以上/14 年以内） ※家具と一体となって効用を果たすものを除く。 ※生産、販売活動等の用に直接供されているものであること。 ※中古資産でないこと。		課税免除	固定資産税	３年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
米原市工場等 誘致条例	H19.12	○新増設 固定資産取得額 新設 5億円以上 増設 1億円以上 雇用者 新設 10人以上 増設 5人以上 敷地面積 5,000㎡以上 建物延床面積 2,000以上 公害防止協定の締結・遵守	工場等設置促進奨励金 ○固定資産税相当額 初年度 100% 2年度 75% 3年度 50% ※雇用および地域貢献状況に応じて、3年度目の奨励金を上乗せ
			雇用促進奨励金 ○新規雇用の市内従業員1人あたり20万円（障がい者雇用の場合40万円）を交付 （200人を限度）